

## 未成年後見人選任の審判の申立てについて

### 1 概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族等の申立てにより、未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は、未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間、原則として、親権者と同一の権利義務が認められており、未成年者の監護・教育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。

### 2 申立てをすることができる方

- ・ 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- ・ 未成年者の親族
- ・ 利害関係人（児童相談所長や里親等）

### 3 申立先

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所

### 4 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用の全部又は一部について、未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

#### (1) 申立手数料

未成年者1人につき収入印紙800円分

#### (2) 連絡用の郵便切手（申立てをする家庭裁判所に確認してください。なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。）

### 5 申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

※ 未成年者が複数の場合には、次のとおり書類を準備してください。

- ・ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット作成してください。
- ・ 未成年者全員を記載した親族関係図を作成の上、各申立書に写しを添付してください。
- ・ 未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

## 6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>などが、直接、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。また、必要に応じて、未成年者の親権者ではない親やその他未成年者親族に対して、照会書を送付する等して意向を確認します。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

未成年者が多額の財産を所有している場合、遺産分割で多額の財産を受領する予定である場合、多額の死亡保険金を受領する予定である場合、親族間で未成年者の身上保護や財産管理の方針に大きな食い違いがある場合等、裁判所がその必要性を認めるときには、弁護士や司法書士等の専門職を未成年後見人に選任したり、親族後見人とともに専門職後見人を選任したり（複数選任）、後見人の仕事を監督する後見監督人を選任したりすることがあります。

専門職が未成年後見人又は後見監督人になった場合、同人の申立てにより家庭裁判所が報酬の額を判断します。報酬は、未成年者の財産の中から支払われます。

## 7 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内  
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

---

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

(別紙)

## 申立書類等チェックリスト

※ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット提出してください。

### 1 申立書類

- 未成年後見人選任申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 財産目録
- 相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

### 2 添付書類

※ 未成年者が複数の場合には、未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）

※注 例えば、申立人と未成年者が、おじ・おばとおい・めいの関係、いとこ同士、祖父母と孫の関係等の場合、申立て出来る人かどうか確認のため両者の関係が分かる（つながる）戸籍謄本が必要です。ただし、その他添付の公的な資料から同関係が判明する場合は不要です。

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）  
（未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の財産に関する資料
  - ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・ 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

- ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
  - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など
  - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
  
- 未成年者の収支に関する資料
  - ・収入に関する資料の写し：年金決定通知書，給与明細書，奨学金受領書，家賃，地代等の領収書など
  - ・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書，納税証明書，国民健康保険料の決定通知書など
- 親権を行う者がいないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- 申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
  - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
  - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
  - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
  - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書，出納帳など
- 親族の意見書

**管轄**

申立ては、**未成年者の住所地**を管轄する家庭裁判所にします。  
宮城県内の家庭裁判所の管轄は、次のとおりです。

裁判所	住所地	住所	電話番号
仙台家庭裁判所 (後見センター)	仙台市, 塩竈市, 名取市 多賀城市, 岩沼市 富谷市, 亶理郡, 黒川郡 宮城郡	〒980-8637 仙台市青葉区片平 1-6-1	022-745-6090
仙台家庭裁判所 大河原支部	白石市, 角田市, 柴田郡 伊具郡, 刈田郡	〒989-1231 柴田郡大河原町 字中川原9	0224-52-2102
仙台家庭裁判所 古川支部	大崎市, 栗原市, 遠田郡 加美郡	〒989-6161 大崎市古川駅南 2-9-46	0229-22-1694
仙台家庭裁判所 登米支部	登米市	〒987-0702 登米市登米町 寺池桜小路105-3	0220-52-2011
仙台家庭裁判所 石巻支部	石巻市, 東松島市 牡鹿郡	〒986-0832 石巻市泉町 4-4-28	0225-22-0363
仙台家庭裁判所 気仙沼支部	気仙沼市, 本吉郡	〒988-0022 気仙沼市河原田 1-2-30	0226-22-6626

**連絡用の郵便切手**

宮城県内の家庭裁判所へ提出する連絡用郵便切手は、次のとおりです。

未成年者1人につき

郵便切手の内訳	合計額
500円×2枚 100円×5枚 84円×10枚 10円×7枚 5円×2枚 2円×5枚 1円×5枚	2,435円

収入印紙と郵便切手は、申立ての際、一緒に提出してください。



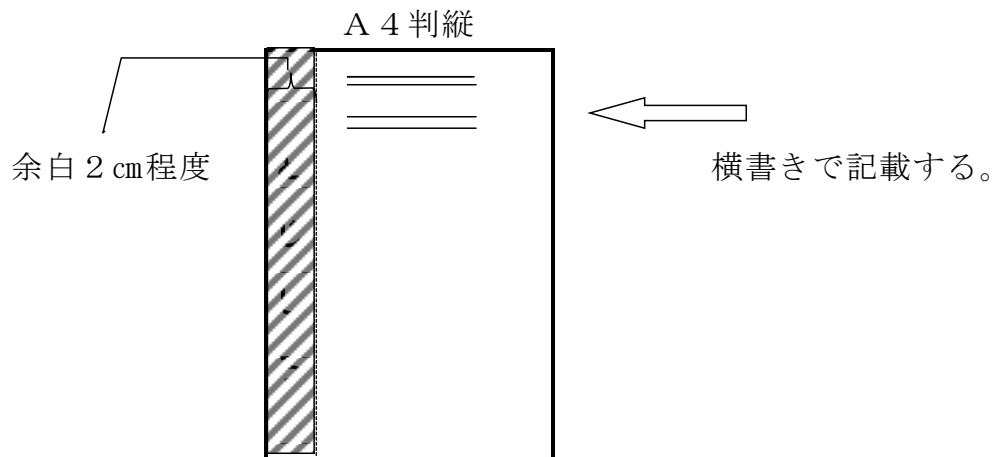
申立てに必要な書類等が準備できましたら、申立書一式を管轄の裁判所に提出してください。提出方法は郵送でもかまいませんが、ご持参いただければその場で申立書一式を確認し、不足書類等を直接ご説明することができます。

家庭裁判所に提出する書面の作成方法について

1 用紙について

用紙は、A4判用紙（今ご覧になっている用紙のサイズ）を使用します。余白については、左側に2cm程度を取ってください。用紙の裏面は白紙の状態にし、両面コピーなどはしないでください。

文書を作成する場合は、A4判用紙を縦方向にして、横書きで書きます。文書の冒頭に事件番号を明記し、次に宛名、書類作成日、あなたの住所及び氏名を記載し、名下に押印します。なお、記載内容に脱漏がなければ、パソコン・ワープロ等の機材を使用して作成した文書を提出されても構いません。



資料となる書類等を提出する場合は、必ずその写し（コピー）を提出し、資料の原本（押印のある領収証やレシートそのもの）は手元に保管して裁判所には提出しないでください。

A4判よりも大きいサイズの資料書類等のコピーを作成する場合は、A4判サイズに縮小コピーしても構いません。

## 2 コピーの取り方について

(1) 預貯金通帳のコピーを取るときは、A4版の用紙に1枚1枚コピーしてください。コピーしていただく部分は次のとおりです。

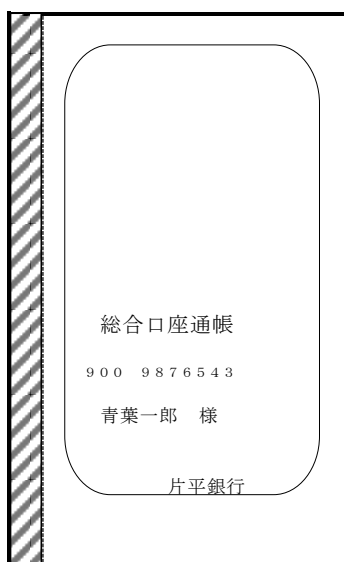
ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座名義人の氏名などの記載があります。）ゆうちょ銀行の通帳は、表紙の部分のコピーは不要です。

イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります。）

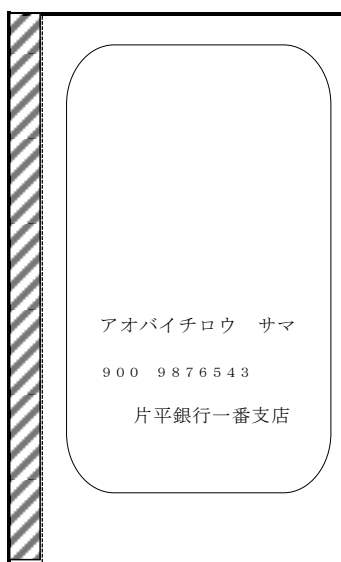
ウ 取引明細部分（1ページ目から最終記帳ページまで全部）

※最新部分まで記帳の上、欠落部分がないようにコピーしてください。

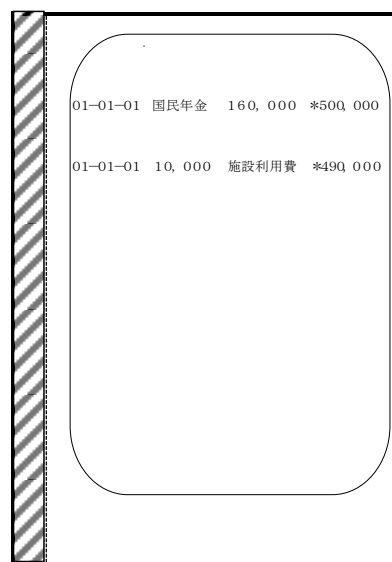
※定期等がない場合にも、ないことがわかるの部分のコピーが必要です。



ア 表紙



イ 見開き



ウ 取引明細

## 候補者用

未成年後見人候補者に熟読してもらってください。

### 未成年後見人の職務について

仙台家庭裁判所（支部）

#### 未成年後見人の責任と義務

##### 1 未成年後見人の責任

未成年後見人は、未成年者を保護する立場にあることから、「他人の物を預かり、管理している。」として、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません（善良な管理者の注意義務、民法869条）。

家庭裁判所は、未成年後見人に不正な行為や著しい不行跡その他未成年後見人の任務に適さない事由があるときには、未成年後見人を解任することができます。また、未成年者の財産を使い込んだりすると、刑事責任を問われたり（懲役刑、罰金刑など）、損害賠償責任を問われたりする可能性がありますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

贈与、投資や投機的取引、金銭貸付、扶養親族とは認められない者への生活費等の支出、未成年者に不利益な遺産分割等、未成年者に不利益となるような管理・処分はできませんので注意してください。

##### 2 家庭裁判所への報告義務

家庭裁判所は、いつでも、未成年後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求めることができます（民法863条1項）。家庭裁判所から後見事務報告や財産目録等の提出を求められたときは、提出期限までに必ず提出してください。

なお、後見事務報告等を求められたときに速やかに対応できるよう、日ごろの後見事務を行なうにあたり、次の事項に留意してください。

- (1) 後見事務に関する資料を整理・保管すること
- (2) 金銭は、金融機関の未成年者名義の口座を用いて管理すること。なお、財産管理を行うに当たっては、出納帳をつける等して収支状況を記録し、可能な限り領収書を残すようお願いします。
- (3) 未成年後見監督人が選任されている場合は、その監督に服すること



## 未成年後見人の主な職務

### 1 未成年後見人に選任されたとき

未成年後見人は、未成年後見人に就任したら遅滞なく未成年者の財産の調査に着手し、財産管理の方針を立てた上で就任後1か月以内に財産目録を作成し、家庭裁判所が報告を求める日までに財産目録及び収支予定表等を提出しなければなりません。

未成年後見人就任の日は、未成年後見人が未成年後見人選任の審判書謄本を受け取った日です。裁判所では、未成年後見人が未成年後見人選任の審判書謄本を受け取ったことを確認の上、未成年者の本籍地の市区町村役場の戸籍係に対し、未成年後見人選任の戸籍記載の嘱託を行います。

### 2 就任中の事務

#### (1) 未成年者の身上に関する事務

未成年後見人には、未成年者の監護教育、居所の指定、懲戒及び営業許可などについて親権者と同一の権利、義務があります。

#### (2) 未成年者の財産に関する事務

未成年後見人は、未成年者に財産がある場合には、その財産を管理し、またその財産に関する法律行為（例えば、売買、抵当権の設定等）について、未成年者を代理します。

#### (3) 家庭裁判所の許可が必要な事務

ア 未成年後見人と未成年者が共同相続人として遺産分割協議をする場合のように未成年後見人と未成年者との利益が相反する（利害関係が生じる）場合は、家庭裁判所に対して「特別代理人選任の申立て」をする必要があります。

イ 未成年後見人は、その職務の内容に応じて、未成年者の財産の中から一定の報酬を受け取ることができます。報酬を請求する場合は、家庭裁判所に対して「報酬付与の申立て」をする必要があります。

ウ 未成年後見人が高齢や病気等の理由により職務の遂行ができなくなった場合のように「正当な理由」がある場合には、家庭裁判所の許可を得て未成年後見人を辞任することができます。この場合、新たな未成年後見人を選任する必要がありますので、「未成年後見人辞任許可の申立て」と「未

成年後見人選任の申立て」を合わせてすることになります。

### 3 後見終了時の事務

#### (1) 後見終了事由

次の場合に未成年後見は終了します。

- ① 未成年者が成人に達した。
- ② 未成年者が婚姻した。
- ③ 未成年者が死亡した。
- ④ 未成年者を養子とする養子縁組が成立した。

#### (2) 後見終了時の事務

- ① 後見終了後10日以内に未成年者の本籍地又は未成年後見人の住所地の市町村役場に後見終了の届出をする必要があります。
- ② 管理していた財産を未成年者（未成年者死亡の場合は相続人，養子縁組の場合は養親）に引き継ぐ必要があります。
- ③ 後見終了後2か月以内に管理の計算をし、家庭裁判所に報告する必要があります。